

## 第6章 ~にぎわい~

人が暮らす、集う、  
定住・交流の基盤をつくります

- 1 定住基盤
- 2 水質源・上水道
- 3 下水道等
- 4 情報通信
- 5 道路・交通
- 6 河川
- 7 土地利用
- 8 交流基盤

# 基本方針 5 ～ にぎわい ～

## 人が暮らす、集う、 定住・交流の基盤をつくります

### 1 定住基盤

#### 現況と課題

本町は、少子高齢化が進み、このまま推移すると町の人口は減少していくことが予測されています。住民アンケートにおいて「若者たちが本町に定住するために必要な取組み」について質問したところ、「企業誘致等による働く場の確保」という回答がトップで全体の43.6%を占めました。

このように働く場の確保が本町の重要な施策として求められている中で、本町では、道路交通網の整備や畑川ダムによる事業用水の確保など、企業立地のための諸条件が整いつつあることから、既存の工業団地のほか工業適地等への企業誘致をさらに積極的に推進していくこととしています。

現在の町営住宅は、公営住宅10団地、特定公共賃貸住宅6団地、特別賃貸住宅5団地、計167戸となっています。旧瑞穂町と旧和知町では、住宅マスタープランに基づき若者定住対策の一環として地域の均衡を図りながら住宅の整備を行い、また、旧丹波町では、若者定住に向けて町営住宅の整備のほか民間住宅の活用と併用した住宅施策を実施し、それぞれの町において一定の成果を上げてきました。その一方で、核家族志向や居住する住宅の事情から就職や結婚に合わせて他に住まいを求める若者も少なくなく、また、近年、増えつつある都市部からの転入希望者の空き家ニーズに対応できるしくみも整っていない状況です。

昭和40年代後半をピークに民間により造成された大小約30の開発団地は、水資源の不足からそのほとんどが未給水区域となっていました。統合簡易水道整備事業による新規水源の一部確保と畑川浄水場・水原浄水場の本格稼働により、民間開発団地において給水が可能となってきました。

今後は、住宅ニーズなどを的確に把握しながら町営住宅の整備または民間住宅供給の適切な誘導を推進するほか、水資源開発と連携した住宅立地対策の推進と、住宅情報の提供などUJ1ターンの受け入れ態勢の整備や支援により、定住人口の増加を図っていく必要があります。

#### 町営住宅の状況

種 別	名 称	戸 数
公営住宅	新田団地	14
	上野団地	2
	北垣内団地	2
	西階団地	8
	桧山団地	2
	三ノ宮団地	10
	本庄木ノ上団地	33
	本庄木上団地	4
	小畑団地	10
	大倉団地	12
特定公共賃貸住宅	蒲生野団地	24
	質美団地	8
	本庄木ノ上団地	10
	大倉団地	2
	若宮団地	3
特別賃貸住宅	エスポワールわち	8
	下大久保団地	1
	本庄馬森団地	1
	本庄木下団地	4
	篠原団地	6
	篠原石仏団地	3
	計	167

(平成19年4月1日現在)

## (1) 働く場の確保

工業適地における土地の有効利用等を図るとともに各種優遇措置制度を活用しながら、企業誘致を本町の重点施策として強力に推進し、あらゆる世代の雇用の創出・拡大に努めます。

あわせて、雇用需給の安定化を図るため、広報紙等を通じた求人等雇用情報の提供、雇用相談窓口の設置など雇用対策を推進します。

### 《取組み例》

- 企業誘致の推進
- 求人等雇用情報の提供
- 雇用相談窓口の設置

## (2) 住宅・住環境の整備

### ①住宅マスタープランの策定

住宅マスタープランを策定し、住宅施策の方針を明確にします。計画策定にあたっては、民間賃貸住宅の供給動向も視野に入れながら町民等のニーズを的確に把握し計画に反映することともに、町営住宅の総合的な活用に係る内容（町営住宅ストック総合活用計画）を定めます。

この計画に基づく住宅・住環境の整備等のハード・ソフト両面にわたる総合的な住宅施策の推進により、定住者の増加を図ります。

### 《取組み例》

- 住宅マスタープランの策定と推進

### ②町営住宅の総合的な活用

現存する町営住宅（住宅ストック）については、建替え・用途廃止（解体除却・払い下げ）、全面的改善・個別改善、維持保全、計画修繕など適正な管理・活用等を計画的に行い、より安全で快適な住宅・住環境としていきます。

新たな町営住宅については、住宅ニーズを的確に把握し検討した上で整備することとします。町営住宅の活用または新設にあたっては、住宅とその周辺のバリアフリー化を可能な限り推進するほか、家庭菜園付住宅や多目的分譲宅地など住宅団地の魅力向上にも配慮します。

また、町営住宅全体をより有効に活用するため、高額所得者の特定公共賃貸住宅や民間賃貸住宅への住み替えの誘導等を図ります。

## 《取組み例》

- 既存の町営住宅の総合的な活用
  - 住宅ストック調査
- 住宅ニーズを踏まえた町営住宅の整備
  - 住宅ニーズ調査
  - 公営住宅アイデア・デザイン募集の実施
  - 多目的分譲宅地整備
- 高額所得者等の住み替えの誘導など、公営住宅の適正入居の推進

## ③民間住宅供給の適切な誘導

道路等の交通環境がさらに向上するとともに、水資源開発により民間開発団地等への水道供給が可能となることから、民間住宅団地を中心に住宅供給が進むことが予測されます。このため、団地開発等の適正指導と積極的な協議等に努め、秩序ある良好な団地環境づくりに努めます。

## 《取組み例》

- 団地開発等の適正誘導・開発協議
- 未利用地の実態調査
- 乱開発の防止

## ④安全な住宅で安心な住まいの確保

住宅の耐震性の向上により震災に強い住宅環境を確保し、安全な住宅で安心な住まいの確保を図ります。

## 《取組み例》

- 木造住宅耐震診断

## (3) U J I ターンの促進

都市部などで本町への居住ニーズを喚起するように、定住のための魅力ある情報発信に努めるとともに、U J I ターン希望者の定住を支援するため、居住、就労、教育など定住に係る各種情報提供と一元的な相談の提供を図ります。

定住のほか交流居住等の一時滞在ニーズにも対応できる情報発信、宿泊先の確保などの受け入れ態勢の整備を図ります。

## 《取組み例》

- U J I ターン人口の受け入れ（呼び込み）
  - 居住等に係る情報提供（住宅、就労、保育・教育等）
  - 定住（移住）相談窓口の開設（定住コーディネーターの育成）
  - 交流居住環境の整備

## 2 水資源・上水道

### 現況と課題

旧来から宿命的な水不足に悩まされてきた丹波地区（旧丹波町）と瑞穂地区（旧瑞穂町）においては、簡易水道施設を計画的に整備し水道の安定供給に努めてきました。その一方で、下水道等の普及など近年の生活様式の変化に伴う水需要の増大や降水量の減少により、既存の施設では水量が不足する事態が恒常的に発生することから、水資源開発が重大な懸案事項でありました。

旧丹波町と旧瑞穂町は、これに対応するため、平成9年に水道事業の一部事務組合を設立し、統合簡易水道整備事業として平成10年度から平成25年度までの工期で既設の簡易水道施設等の統合整備を進めるとともに、畑川ダムをはじめとする新規水源の開発に向けて取り組んできました。

旧和知町は、昭和49年、府内町村では初めての簡易水道普及率100%を達成し、以後も安定供給に努めてきましたが、施設の老朽化や水需要の増加に対応するため、平成12年度に簡易水道統合整備の事業認可（平成15年度変更認可）を受け、平成24年度完成をめざして事業を進めてきました。

水道普及率は、全町100%に達成していますが、今後は、将来にわたり安全で安定した水道用水の確保・供給に向け、これらの統合整備に係る残された事業の計画的な実施と民間開発団地への給水、事業用水の安定供給をさらに推進していく必要があります。

本町の水資源不足を解消するために府の由良川水系高屋川総合開発事業として進められている畑川ダム建設については、安定した水道用水の確保と洪水調整の観点から必要不可欠であり、早期の本体工事着手、さらには完成をめざし、府と連携して事業推進に取り組んでいます。

このような中で、給水条件を満たした未給水団地に対しては、配水管布設など給水に向けて工事を進めています。

水道加入金と使用料は、3町合併前の料金体系を引き継いでおり、水道事業（丹波・瑞穂地区）と和知簡易水道事業の料金体系の均一化が課題となっています。

第1章  
まちづくりの基本方針

第2章  
未来をひらく人を育てます

第3章  
人と人、みんなが支えあつ、安心安全なまちをつくります

第4章  
魅力ある産業をはげしくみます

第5章  
豊かで美しい環境を守ります

第6章  
人が暮らす、集う、定住・交流の基盤をつくります

第7章  
まちづくりのしくみをつくり、強めます

■水道施設

浄水場	取水口	配水池	ポンプ室	加圧配水池
畑川浄水場	下山取水	クラベシ調整池 実勢配水池 上豊田配水池	質美ポンプ室	質美配水池
野丸浄水場	木ノ谷取水 長谷取水	野丸配水池	富田ポンプ室 市森ポンプ室 上野第二ポンプ	富田配水池 市森配水池 上野第二配水池
丹波第二水源浄水場	第二水源取水	野丸配水池		
丹波西部浄水場	丹波西部取水	丹波西部高区配水池 丹波西部低区配水池	南谷ポンプ室	南谷配水池
竹野浄水場	竹野取水	竹野配水池	新水戸ポンプ室	新水戸配水池
上野第一浄水場	上野第一取水	上野第一配水池		
白土浄水場	白土取水	白土配水池		
尾長野浄水場	尾長野取水	尾長野配水池		
グリーンハイツ浄水場	グリーンハイツ取水	グリーンハイツ配水池		
瑞穂中央浄水場	瑞穂中央第一取水 瑞穂中央第二取水 瑞穂中央第三取水	瑞穂中央配水池	井脇ポンプ室 大朴ポンプ室 井尻ポンプ室 長谷ポンプ室	井脇配水池 大朴配水池 井尻配水池 長谷配水池
八田浄水場	八田取水	八田配水池		
水原浄水場	水原取水 西の谷取水 重谷取水	水原配水池	新井脇加圧ポンプ場	新井脇配水池
上大久保浄水場	上大久保取水	上大久保配水池	上大久保ポンプ室	上大久保第二配水池
下大久保浄水場	下大久保第一取水 下大久保第二取水 下大久保第三取水 下大久保第四取水	下大久保配水池		
鎌谷奥浄水場	鎌谷奥取水	鎌谷奥配水池	鎌谷奥加圧ポンプ場	
東又浄水場	東又第一取水 東又第二取水	東又配水池		
水呑浄水場	水呑第一取水 水呑第二取水	水呑配水池 水呑低区配水池		妙楽寺配水池
西田浄水場	西田取水	西田配水池		
質志浄水場	質志第一取水 質志第二取水	質志高区配水池 質志低区配水池		
三ノ宮浄水場	三ノ宮取水	三ノ宮配水池		
猪鼻浄水場	猪鼻第一取水 猪鼻第二取水 猪鼻第三取水	猪鼻配水池		
行仏浄水場	行仏取水	行仏配水池	水呑加圧ポンプ場	
脇谷浄水場	脇谷第一取水 脇谷第二取水	脇谷配水池		
戸津川浄水場	戸津川取水	戸津川配水池		
北久保浄水場	北久保取水	北久保配水池		
和知中央浄水場	和知中央取水	和知中央高区配水池 和知中央低区配水池	小畑ポンプ室 安栖里ポンプ室 坂原ポンプ室	小畑配水池 安栖里配水池 坂原配水池
和知新中央浄水場	和知新中央取水	和知新中央配水池	市場ポンプ室 塩谷ポンプ室	市場配水池 本庄配水池 塩谷配水池
北部浄水場	北部取水	北部配水池 役谷配水池 下乙見配水池		
上乙見浄水場	上乙見取水	上乙見配水池		
中山浄水場	中山取水	中山配水池		
和知西部浄水場	和知西部取水	和知西部配水池 出野配水池		
稲次浄水場	稲次取水	稲次配水池		
広瀬浄水場	広瀬取水	広瀬配水池		
上谷浄水場	上谷取水	上谷配水池		
34カ所	48カ所	43カ所	19カ所	19カ所

(平成19年4月1日現在)

## (1) 水資源の確保

安定的な水資源の確保は本町発展の根幹をなすものであることから、その対策として畑川ダム  
の早期建設を促進します。

ダム湖周辺については、町の新たな交流拠点地区として位置づけ、良好な水辺環境を生かした  
整備を図るとともに、ダムの直下流地区については、地元協議会を中心として、ダム建設が  
地域活性化につながるよう取り組みを検討し実現させていきます。

### 《取組み例》

- 畑川ダムの建設促進
- 畑川ダム直下流地区対策の推進
- 町道235号線道路改良工事
- 畑川ダム湖周辺の環境整備

## (2) 水の安定供給

水の安定的な供給をめざし、丹波・瑞穂地区の統合簡易水道整備事業と和知地区の簡易水道  
統合整備事業の計画的な推進を図るとともに、畑川ダムからの給水体系の整備と関連させなが  
ら施設間の連絡能力を強め、効率的で安定的な給水体制の整備を図ります。

町内の民間開発団地は、畑川ダムからの給水も含めた水道供給体制の整備に対応し、団地等  
の状況を把握しながら給水条件を満たした所から計画的に配水管等の整備を進めていきます。

現在の給水能力では水量が足りず給水の待機状態となっている事業所に対しても、順次、事  
業用水の供給を始めていきます。

### 《取組み例》

- 簡易水道の統合
  - 統合簡易水道整備事業
  - 和知簡易水道統合整備事業
- 施設間の連絡能力の強化
  - 配水管漏水対策
- 民間開発団地等への給水
- 事業用水の確保

### (3) 水道事業の健全経営

水源環境の保全や適正な浄水などによる水の安全供給に努めます。

水道使用料の収納率の向上と事業費の抑制に努めるとともに、民間委託の導入と遠方監視施設の整備による効率的な施設管理を行い、水道事業経営の健全化を図ります。

異なる加入金・使用料について、料金体系の均一化を図ります。

町民の水資源に対する意識の高揚を図るため、水の大切さについての啓発に努めます。

#### 《取組み例》

- 安全給水の確保
  - 水源環境保全
  - 適正な浄水
- ダム湖の富栄養化防止対策の推進（再掲）
- 上水道事業の健全経営
  - 民間委託の推進（施設管理）
  - 遠方監視施設整備
  - 料金体系の均一化
  - 節水意識啓発



### 3 下水道等

#### 現況と課題

本町の下水処理は、集合処理区域と個別の浄化槽処理区域とに地域区分し、集合処理として「農業集落排水事業」「林業集落排水事業」「簡易排水事業」「特定環境保全公共下水道事業」の4事業、浄化槽処理として「浄化槽設置整備事業」「浄化槽市町村整備推進事業」の2事業により整備を行ってきました。集合処理区域の整備については、下山処理区へのグリーンハイツ区の編入事業を残すだけとなっています。その結果、下水処理施設の普及率は89.21%、水洗化率は79.12%（いずれも平成19年4月1日現在）に達するまでになっています。

今後は、快適で美しい農村環境をつくるため、残事業の推進と浄化槽を中心とした整備推進により下水処理施設の全町普及をめざすとともに、水洗化の促進と施設の適切な維持管理に努める必要があります。

使用料は、3町合併前の料金体系を引き継いでおり、均一化が課題となっています。

#### ■下水処理施設（平成19年4月1日現在）

##### 〔農業集落排水事業〕

地区	供用開始年月日	供用開始区域面積	加入件数（件）
須知	昭和61年11月 9日	28.8 ha	215
蒲生	昭和63年 3月25日	37.7 ha	129
富田	平成 4年 9月 1日	30.3 ha	163
下蒲生	平成 5年 9月 1日	20.0 ha	159
実勢	平成 8年 4月 1日	14.0 ha	106
市森	平成 6年 9月 1日	5.0 ha	37
竹野	平成 8年11月20日	16.6 ha	167
曾根	平成10年 8月 1日	5.6 ha	48
谷・安井	平成 9年 3月 1日	8.0 ha	65
下大久保	平成 7年 4月 1日	12.0 ha	78
質美	平成12年 4月 1日	32.0 ha	207
梅田	平成14年10月 1日	30.0 ha	203
本庄	平成 4年12月 1日	42.0 ha	262
市場・篠原	平成12年12月 1日	2.6 ha	33
下栗野	平成14年 3月 1日	7.0 ha	29
升谷	平成15年 4月 1日	15.8 ha	72
計16地区	-	-	1,973

##### 〔林業集落排水事業〕

地区	供用開始年月日	供用開始区域面積	加入件数（件）
上栗野	平成11年 4月 1日	7.0 ha	20
仏主	平成12年 4月 1日	11.0 ha	20
計2地区	-	-	40

##### 〔簡易排水事業〕

地区	供用開始年月日	供用開始区域面積	加入件数（件）
上乙見	平成 9年 4月 1日	5.0 ha	22

##### 〔特定環境保全公共下水道事業〕

地区	供用開始年月日	供用開始区域面積	加入件数（件）
上豊田・豊田	平成 4年 7月 1日	49.5ha	344
水戸	平成 5年 8月 1日	28.8ha	160
下山	平成12年 5月 1日	31.3ha	242
瑞穂	平成 9年 4月 1日	120.0ha	723
計4地区	-	-	1,469

##### 〔浄化槽〕

浄化槽設置対象基数	浄化槽設置基数			
	町設置	町譲渡済	私管理	計
1,941	185	645	297	1,127

## 計画

### (1) 下水処理施設の整備と水洗化の促進

集合処理区域においては、下山処理区へのグリーンハイツ区の編入等の残事業を推進します。

集合処理区域を除く地域については、浄化槽設置整備事業のほか、浄化槽市町村整備推進事業により浄化槽を町が設置・管理する形式で事業の推進を図ります。

下水処理施設の整備とあわせて、快適な生活の確保と河川等の環境保全を図るため、水洗化を促進します。

#### 《取組み例》

- 集合処理区域の整備事業の推進
  - 特定環境保全公共下水道事業等の推進
- 浄化槽区域の整備の促進
  - 浄化槽市町村整備推進事業の推進
  - 浄化槽設置整備事業の推進
- 水洗化の促進

### (2) 下水道事業の健全経営の確立

集合処理区域の処理施設が23施設で管理運営上は非効率な状況であり、施設更新時における統合化、施設管理の民間委託の導入等により効率的な維持管理を行うとともに、使用料の取納率の向上と経費節減に努め、下水道事業経営の健全化を図ります。

農業集落排水処理場から排出される汚泥については、一部の施設で農地還元等の有効活用を行っていますが、今後は経費、還元先等を勘案しながら拡充していきます。

#### 《取組み例》

- 民間委託の推進（施設管理）
- 料金体系の均一化
- 汚泥の農地還元

## 4 情報通信

### 現況と課題

#### 〔情報通信基盤〕

本町の情報通信施設は、丹波地区の有線情報システム（有線FAX電話）、瑞穂地区のケーブルテレビ、和知地区の防災行政無線があります。有線情報システムとケーブルテレビでは、それぞれ付加機能としてインターネット接続サービスを提供し、和知地区では、地区内45拠点を結ぶ地域イントラネットを構築しています。これらは3町合併前に整備されたそれぞれ異なる施設と運営形態となっていることから、3町合併後の町民への情報提供手段とその内容などに格差が生じているため、情報の一元化による情報施策の推進が課題となっています。

こうした中で、本町では、平成19年3月に「京丹波町地域情報化計画（有線テレビ高度化における基本計画）」を策定し、ケーブルテレビの拡張を進めることとしています。

また、情報通信技術の進展に伴い、経済活動から日常生活に至るまで、時間と距離の制約を超えた交流がますます盛んになってきています。

このような中で本町は、投資効率の低さから民間参入によるブロードバンド等の高度情報化が進展しにくい条件不利地域となっており、都市との情報格差が拡大する一方です。このため、ほとんどが難視聴地域となる本町では、平成23年（2011年）7月の地上デジタル放送完全移行への対応をはじめ、国の「次世代ブロードバンド戦略2010」に示されたブロードバンド・ゼロ地域の解消と超高速ブロードバンドの世帯カバー率90%以上の達成に向けて、公共事業による高度な情報環境の整備が強く求められています。

#### ■情報施設の状況

	丹波地区	瑞穂地区	和知地区
名称	丹波有線情報システム	瑞穂ケーブルテレビ	和知防災行政無線
開始	平成9年10月	平成16年4月	平成15年4月
機能	加入者間通話・ファックス通信 音声告知放送 各種情報取り出し イントラネット通信 インターネット接続	自主制作テレビ放送 テレビ地上放送、衛星(BS・CS) 放送再送信 FMラジオ放送再送信 加入者間通話 音声告知放送 ファックス通信(公共・公共施設) イントラネット通信 インターネット接続	音声告知放送 (戸別・屋外)
運営	株式会社丹波情報センター (第三セクター)	瑞穂情報センター(町直営)	京丹波町和知支所(町直営)

(平成19年4月1日現在)

※ブロードバンド：高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、それにより提供される大容量のデータを活用した高速大容量の通信サービス。

## 〔電子自治体化〕

町では、町民への行政サービスの向上と事務の効率化等のため、行政内部の電子化・電算化を進めています。すでに住民記録、税、収納、福祉医療、介護保険、保育料・幼稚園料、上・下水道料などについて基幹業務システムを運用しているほか、内部事務システムとして財務会計・給与人事・グループウェアのシステムを運用しています。

これらシステムの一部については、京都自治体情報化推進協議会のシステムによる共同運用を行っていますが、府が進める「京都府・市町村業務支援システム」の動向を踏まえ、システム移行が必要になる見込みとなっています。

行政事務における各関係機関との情報共有においては、L GWAN（総合行政ネットワーク）の活用が一般化することで、庁内情報ネットワークとの相互接続の必要性が一層高まります。

## 計画

## 情報通信ネットワークの構築

## ①情報基盤の充実

「京丹波町地域情報化計画（有線テレビ高度化における基本計画）」に基づき、高度情報化社会への対応と町民の情報共有を図るための情報通信施設としてケーブルテレビを全町に拡張します。

また、ケーブルテレビによる均一な行政情報等の提供をはじめ、地上デジタル放送等の難視聴解消と高速または超高速インターネット接続を実現します。

民間通信事業者の移動通信施設（携帯電話）についても、町内全域で通信が可能となるように事業者へ働きかけます。

## 《取組み例》

- ケーブルテレビの全町拡張
  - 自主番組制作、自主放送番組の編成
  - 地上デジタル放送への対応
  - 高速または超高速インターネット接続サービス

## ②情報施設等の高度利用と内容の充実

協働のまちづくりや保健・福祉・教育など行政施策の効果的な推進、地域産業の活性化、町民の交流推進などのための有効な手段として、ケーブルテレビをはじめインターネットホームページなどを積極的に活用します。

情報サービスの提供体制を強化し、多様化する行政情報等を迅速かつ的確に提供するほか、情報内容の充実を図ります。

### 《取組み例》

- 情報施設運営事業
  - 有線情報システム
  - 同インターネット接続サービス
  - 地域イントラネット
- ケーブルテレビ運営事業
- 効果的な行政施策の推進
  - 各種お知らせ
  - 公共施設予約システム
  - 在宅健康管理システム
  - 図書ネットワーク 等
- 町ホームページ充実
- 広報紙充実

### ③電子自治体化の推進

行政事務の電子化・電算化または市町村等事務の共同化による電子自治体化を積極的に推進します。

ケーブルテレビとあわせた運用を行うことにより、町民と行政の情報共有・情報交流、事務の効率化、広域的な機関連携の強化を図ります。

個人情報をはじめとする情報の漏えい防止対策を強化します。

### 《取組み例》

- 電子自治体化の推進
  - 基幹業務システム及び内部事務システムの運用
  - 事務共同化
  - 電子窓口サービス
- 個人情報保護対策の強化
  - ネットワーク等セキュリティ強化
  - 職員研修等

## 5 道路・交通

### 現況と課題

#### 〔道路〕

本町は、京都縦貫自動車道や国道9号・27号・173号が基軸を成し、府道と町道がそれを補完する形で幹線道路網が形成されています。

京都縦貫自動車道は、宮津市～久御山町間の約100キロメートルを結ぶ高規格幹線道路で、平成8年4月に京都丹波道路（沓掛IC～丹波IC間31.3km）が開通しました。整備中の丹波綾部道路（丹波IC～綾部安国寺IC間29.2km）のうち綾部IC～和知IC間7.7kmが平成20年3月までに完成の予定であり、町内の丹波IC～和知IC間18.9kmと京都市西京区沓掛（沓掛IC）～大山崎町（大山崎JCT）9.8kmは整備が進められています。

これらの幹線道路網は、本町の骨格を形成する重要な都市基盤であり、人・物の交流を図る道路として、また、災害等の緊急時のための道路として円滑な移動を確保するものです。

町内道路については、国道をはじめ府道16路線が順次整備されてきましたが、拡幅改良等が必要である狭い区間が残っています。特に、幅員が狭くカーブが多い下山地内の国道27号ではバイパス工事が進められています。

府道は、主要地方道5路線、一般府道11路線で、国道とともに本町の主要な幹線道路となっています。

町道と基幹的な農道は、各集落を結ぶ生活道路として、農林産物の広域的な流通基盤と農村地域の農業生産と生活の向上に必要な道路として、重要な役割を果たしています。

今後、安全で快適な移動の実現、さらには通過のまちにならない本町のまちづくりに向けて、これら道路網のネットワークを強化し、主要幹線道路の整備効果を十分活用することが必要です。

#### ■京丹波町の主要道路（平成19年4月1日現在）

##### 〔国道・府道〕

	路線番号	路線名（国道は町内延長）	区間（起点－終点）
一般国道	9	国道9号(14.50 km)	京都市－山口県下関市
	27	国道27号(21.23 km)	福井県敦賀市－京丹波町蒲生
	173	国道173号(17.75 km)	大阪府池田市－綾部市
	478	京都縦貫自動車道 京都丹波道路 同 丹波綾部道路	京都市－京丹波町須知 京丹波町須知－綾部市
主要地方道 (府道)	12	綾部宮島線	綾部市－南丹市美山町
	26	京丹波三和線	京丹波町下山－福知山市三和町
	51	舞鶴和知線	舞鶴市－京丹波町升谷
	59	市島和知線	兵庫県丹波市－京丹波町大倉
	80	日吉京丹波線	南丹市日吉町－京丹波町須知
一般府道	444	桧山須知線	京丹波町和田－京丹波町須知
	445	富田胡麻停車場線	京丹波町富田－南丹市日吉町胡麻
	446	豊田富田線	京丹波町豊田－京丹波町富田
	447	上野水原線	京丹波町質美上野－京丹波町水原
	448	和知停車場線	和知停車場－国道27号交点
	450	広野綾部線	京丹波町広野－綾部市
	453	大河内口八田線	南丹市園部町大河内－京丹波町口八田
	481	上杉和知線	綾部市上杉町－京丹波町下粟野
	521	上川合猪鼻線	福知山市三和町上川合－京丹波町猪鼻
	702	篠山京丹波線	兵庫県篠山市－京丹波町水戸
	711	遠方瑞穂線	兵庫県篠山市遠方－京丹波町水原

##### 〔町道〕

名称	1 級	2 級	その他	計
路線数	41	52	595	688
延長	52,799.3m	57,382.1m	276,406.4m	386,587.8m

## 〔鉄道・バス〕

鉄道については、京都から中丹・丹後方面に連絡するJR山陰本線が本町のやや北部を横断するように通っており、駅は町内に4カ所あります。町内を通過する園部～綾部間の電化高速化事業は平成8年3月に完成し、以前に比べると時間距離が短縮され利便性は高まりましたが、単線区間であることなどから列車の本数が少ない状況にあり、複線化と列車の増発による利便性の向上という大きな課題を抱えています。一部複線区間である京都～園部間は、府と本町を含む沿線市町が工事費を一部負担して完全複線化が進められています。町外地域との交流、特に京都市など大都市との交流を強化していく上で、鉄道の果たす役割は大きなものがあり、今後とも輸送力の増強や駅機能の強化などが課題となっています。

バス交通については、本町がスクールバス機能を中心にして町のほぼ全域を網羅する経路で町営バスを運行し、児童・生徒や高齢者等の交通の確保に努めていますが、マイカーの普及に伴い、いずれの路線も通学以外の乗客数は極めて少ない状況にあります。このほか、国道9号を走り松山経由でJR園部駅と福知山駅を結ぶJRバス園福線があります。バス交通は、鉄道駅からの二次交通としても重要な役割を果たすものであり、町民の生活上の交通手段としてだけでなく、町外から本町を訪れる人びとの交通手段としても重要なものとして位置づけられます。

### ■鉄道

町内駅	下山、和知、安栖里、立木	
停車列車数	京都・園部方面	普通電車 20本(各駅) 特急電車 3本(和知駅)
	福知山・綾部方面	普通電車 19本(各駅) 特急電車 2本(和知駅)

(平成19年3月18日現在)

### ■町営バス

運行開始	京丹波町町営バス 平成18年5月1日 (旧瑞穂町町営バス 昭和61年10月) (旧和知町町営バス 平成元年10月)		
運行路線	名称・距離	起 点	終 点
	丹波和知線 17.1 km	丹波マーケス	和知駅
	高原下山線 23.6 km	京丹波町役場前	下山駅
	丹波松山線 14.6 km	京丹波町役場前	松山
	竹野線 12.9 km	京丹波町役場前	笹尾
	小野線 21.3 km	松山	鎌谷奥
	質美線 18.9 km	松山	下山駅
	猪鼻戸津川線 23.0 km	松山	戸津川公民館
	仏主線 17.0 km	和知駅	仏主
	長瀬線 14.7 km	和知駅	大野ダム
	才原大簾線 22.2 km	和知駅	才原
上乙見線 15.5 km	和知駅	上乙見	
バス台数	15人乗り	2台	
	29人乗り	1台	
	34人乗り	1台	
	51人乗り	2台	
	53人乗り	3台	
	59人乗り	2台	
	60人乗り	1台	
計	12台		
運 休	日曜・祝日運休 年末年始運休		

(平成19年4月1日現在)

## ■ JRバス

運行区間	運行本数
園部駅発 - 桧山駅行き	17本(うち休日運休1本)
桧山駅発 - 園部駅行き	17本( 同上 )
福知山駅発 - 桧山駅行き	9本( 同上 )
桧山駅発 - 福知山駅行き	7本( 同上 )

(平成19年3月1日現在)

## 計画

### (1) 道路の整備

#### ① 京都縦貫自動車道（丹波綾部道路）とアクセス道路の整備

平成26年度の完成をめざして事業が進められている京都縦貫自動車道（丹波綾部道路）の和知ICと丹波ICまでの区間について、整備が円滑に進められるように、京都縦貫自動車道（丹波～和知間）建設促進協議会と連携して促進活動等の取組みを進めます。

丹波綾部道路と地域内道路網との連結強化による本町の新たな交通体系を確立するため、和知IC・瑞穂IC・丹波ICへのアクセス道路と周辺の整備を推進します。

#### 《取組み例》

- 京都縦貫自動車道（丹波綾部道路）の整備促進
  - 丹波綾部道路の早期完成の促進  
(京都縦貫自動車道（丹波～綾部間）建設促進協議会活動)
- 丹波綾部道路へのアクセス道路の整備
- 丹波綾部道路IC周辺の整備（有効活用）

#### ② 広域幹線道路の整備

国道9号は国土軸であるとともに、本町の東西方向の都市軸を形成していることから、「ふるさとルート9ネットワーク推進協議会」等の関係機関と連携を取りながら拡幅改良や歩道設置の要望等を行うことにより整備促進を図ります。町内主要区間については、街路樹の設置等によるアメニティの高い道路環境の整備を国に要望していきます。

国道27号・173号は、狭あい区間や歩道等のない区間の解消を国・府に要望します。

#### 《取組み例》

- 国道9号（都市計画道路区間）の拡幅、街路樹の整備促進
- 国道27号下山バイパスの整備促進
- 交通安全施設（歩道）設置（再掲）



### ③地域内主要連絡道路の整備

旧3町域を有機的に連結することが新しいまちづくりを進めていく上で重要であることから、町内の主要地方道や一般府道等の拡幅改良を持続的に促進します。

特に、主要地方道京丹波三和線と国道27号下山バイパスへのスムーズなアクセスは、瑞穂地区と和知地区を結ぶためにも重要であり、地域内ネットワーク強化の観点から早期の計画立案を関係機関に働きかけ、その実現をめざします。さらに、本町と都市との交流活動をより有利に展開していく上で鉄道利用者の増加を図る必要があることから、このアクセスは、国道27号下山バイパスとJR下山駅付近とを結ぶ連絡道路としての機能も兼ね備えたものとして検討に取り組みます。

府道・幹線町道については、町内観光スポット等を結ぶルートやバス運行路線等を中心に、広域的な交通の利便性を高めるとともに安全で快適な移動を確保するため、拡幅等の未整備区間の早期整備を促進または推進します。

現在、南丹区域農用地整備事業として整備中の広域農道については、農林産物の重要な役割を担う産業道路として整備を促進します。

瑞穂地区と和知地区を連絡する道路については、国道27号下山バイパスと主要地方道京丹波三和線のアクセス整備の動向も見ながら、今後の課題として検討していきます。

#### 《取組み例》

- 府道・基幹町道の拡幅改良促進・推進
- 国道27号下山バイパスとJR下山駅付近とを結ぶ連絡道路の整備  
→京丹波三和線の拡幅改良、高屋川架橋の推進
- 広域農道の整備促進
- 瑞穂～和知連絡道路の検討

### ④生活道路の整備（町道・農道等）

町道・農道は、生活道路や産業道路としての重要度、緊急路線の確保、用地確保の容易さ、投資効果の高さなどを勘案し、土地所有者をはじめ地元住民の協力を得ながら、優先すべきものから順次拡幅改良を進めます。あわせて、関連する橋りょう改良を進めます。

#### 《取組み例》

- 生活道路網等の整備  
→町道整備（拡幅改良）  
→農道整備（再掲）  
→橋りょうの整備

### ⑤道路環境の向上（道路の維持管理）

町内の道路について、「丹波高原文化の郷」にふさわしい道路景観や四季を通じて美しく安全な道路環境を維持するため、地域住民やボランティアの協力を得ながら道路の美化、除雪等の維持管理を推進します。

## 《取組み例》

- 丹波高原文化の郷にふさわしい道路景観形成
  - 美化（緑化）活動促進（花・木の植栽、清掃、草刈り等）
  - 景観形成重点路線の設定・整備
    - ボランティアロード等美化活動の拡大
- 除雪対策
- 道路施設のバリアフリー化

## (2) 公共交通の充実

## ① J R山陰本線の輸送力増強等

J R山陰本線は、町民にとって通勤・通学や買い物等の日常生活や旅行等に欠かすことのできない公共交通機関であるとともに、都市との交流活動をより積極的に進めていく上で重要な役割を果たすことから、増便や時間短縮、特急の停車等による利便性の向上に向けて、さらには、園部～綾部間の複線化の展望が開けるように、町民が利用促進に取り組みながら、山陰本線京都中部複線化促進協議会を中心に関係自治体や団体と連携し、関係機関に積極的に要請していきます。

また、主要駅周辺的环境整備を進め、駅機能の強化と鉄道を利用しやすい環境づくりに努めるとともに、駅を拠点とした地域振興策を推進していきます。

## 《取組み例》

- 山陰本線の輸送力増強等（増発、時間短縮、複線化等）
  - 利用促進
  - 山陰本線京都中部複線化促進協議会活動
  - 駅周辺的环境整備

## ② 町営バス運行の充実

町営バスは、スクールバス機能の維持を基本とし、利用状況と運行事業の健全運営に留意した上で、鉄道駅や町内学校・公共施設・病院などのアクセス確保、ニーズに合った運行ダイヤの設定、低床型バス等の更新などを行い、児童・生徒の通学や高齢者等の生活を支える身近な交通機関として、利便性の向上と安全運行に努めます。

## 《取組み例》

- 町営バス運行事業
  - バス更新、バリアフリー化

### ③公共バス路線維持対策の推進

本町を通過しJR園部駅等と連絡するJRバスは、京都方面への通勤、高校等への通学、通院等、町民にとって貴重な路線となっていることから、町民の利用促進を図るなど公共バス路線維持対策としての取組みを推進します。

#### 《取組み例》

- 公共バス路線維持対策（利用促進）

## 6 河川

### 現況と課題

本町は、由良川水系の最上流部に位置しており、由良川本流が町内のほぼ中央部を東西方向に流下し、その支流である高屋川や上和知川、須知川、土師川等が由良川に注いでいます。

由良川本流は国管理の一級河川、支流の高屋川、上和知川、須知川、土師川は府管理河川、そのほかの小河川は町管理河川となっています。

府管理河川は、府の河川改修計画に基づいて改修事業が実施されており、町管理河川についても緊急を要する河川について改修を実施しています。

これまでは主に、ほ場整備関連や災害復旧事業として河川整備（改修）が行われてきましたが、近年では、洪水による住宅、農地、道路等への浸水被害の解消に向けた防災面からの河川整備の必要性が高くなっています。

### 計画

#### 河川の整備

府管理河川である須知川、高屋川、上和知川、土師川の各河川は、河川改修計画に基づく継続的な事業実施と、畑川ダムの整備に関連する畑川の改修の促進に向け、府に要請していきます。

町管理河川については、親水性の向上や環境にも配慮しながら緊急を要するものから整備します。

無秩序な開発の防止、山林の保全、治山事業、防災等と連携し、さらには、地域住民による草刈り等日常的な河川管理の実施により、治水対策を推進します。

#### 《取組み例》

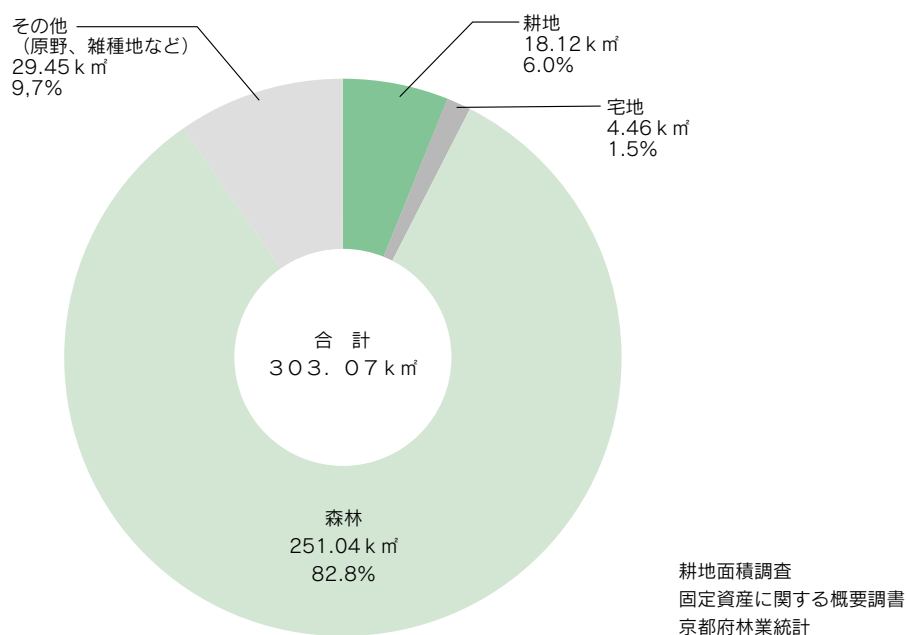
- 府管理河川の改修事業（高屋川、須知川、上和知川、土師川）
- 町管理河川の改修事業（大倉谷川付け替え）
- 畑川の河川改修事業
- 河川愛護委託事業（川刈り）

## 7 土地利用

### 現況と課題

本町は、山地や丘陵地が多く存在し、自然環境が豊かであることから、それを生かした魅力あるまちづくりを進めることとしており、特に「丹波高原文化の郷」にふさわしい都市（まち）としての特色や魅力をつくり出すために、長期的かつ総合的な視点に立った秩序ある土地利用を推進し、豊かな緑環境を維持していくことも大きな課題のひとつとなります。

また、本町は、丹波地区で都市計画区域が指定されています。人口、産業規模等の都市的集積度が低く、いくつかの小規模な市街地で形成されている本町では、その特性を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた都市（まち）づくりを進めていくことが必要となっています。



第1章  
まちづくりの基本方針

第2章  
未来をひらく人を育てます

第3章  
人と人、みんなが支えあつ、安心・安全なまちをつくります

第4章  
魅力ある産業をはぐくみます

第5章  
豊かで美しい環境を守ります

第6章  
人が暮らす、集う、定住・交流の基盤をつくります

第7章  
まちづくりのしくみをつくり、強めます

## 計画

### (1) 土地利用

#### ① 計画的な土地利用の推進

自然的・田園的環境の高原都市としての特性をより明確にしていくため、地域の特性を生かした土地利用計画の策定を行います。

計画は、「丹波高原文化の郷」の実現をめざして、「丹波高原にぎわい交流エリア」「水と緑のふれあい交流エリア」「丹波高原エントランスエリア」を中心とした町土の自然的土地利用、農林業的土地利用、都市的土地利用など、それぞれ自然的・文化的・経済的条件など地域の特性、さらには土地所有者等の意向に配慮し、本町にふさわしい土地利用のあり方を明確にしながらか計画的・戦略的に土地利用を規制・誘導するものとして定めます。

#### 《取組み例》

- 土地利用計画の策定

#### ② 土地利用の規制・誘導の適正な推進

土地利用計画に基づく秩序ある土地利用の実現を図るため、町民、事業者等との連携・協力体制を築き、関連法、条例等に基づく適正な規制・誘導を図ります。

#### 《取組み例》

- 国土利用計画法による届出事務
- 都市計画法による開発協議
- 町宅地開発行為等指導要綱に基づく協議
- 町の環境保全等に関する条例の適正運用（事業認可）（再掲）
- 町民の安全で快適な生活環境を保全する条例の適正運用（再掲）
- 土地利用に係る広報啓発活動

### (2) 都市計画の推進

#### ① 都市計画マスタープランの策定

本町の都市計画方針を明らかにするため、都市計画マスタープランを策定します。

計画は、本町のため「丹波高原文化の郷」として景観形成をはじめ、人口や産業規模、市街地とその周辺の田園地、山地や丘陵地、既存の民間開発団地の立地状況などを考慮した、豊かな環境の都市づくりをめざしたものとします。

#### 《取組み例》

- 都市計画マスタープランの策定
- 都市計画に係る広報啓発活動

## ②都市計画道路の整備

都市計画道路について、京都府都市計画道路網見直し指針に基づく課題の評価を行い、必要性の高い路線を整備していきます。

### 《取組み例》

- 都市計画道路整備の推進

## ③公園・緑地の整備・活用

本町の都市計画区域の公園・緑地については、「緑の基本計画」に基づき必要性の高いものから整備を進めます。

都市公園については、本町のまちづくり方針を踏まえた多面的な機能を持つ公園として整備を行うことを基本とし、住宅密集地内に整備する須知公園は、自然と調和した住環境の創出を図るとともに防災空間としての機能等をあわせ持つ都市公園として位置づけ、整備を推進します。

府の都市公園である府立丹波自然運動公園についても、本町のスポーツ・レクリエーションと広域的な交流拠点となる公園として、施設環境の充実を促進します。

これらの都市公園や琴滝公園などの緑地の有効な活用のほか、公共空間や事業所等民有地の緑化を促進し、良好な環境の維持等に努めます。

### 《取組み例》

- 都市公園の整備（須知公園）
- 緑化推進

## 8 交流基盤

### 現況と課題

町民等の連携・交流を強化するとともに、町外との交流活動を強化しながら町発展のためのまちづくりを進めていくためには、さまざまな交流を促進する中心的な交流拠点地区の整備、地域拠点地区の整備等を計画的に推進する必要があります。

すでに整備されている交流拠点施設群には、誘客力の高い魅力的なものが数多く存在し、今後の交流を基本とした都市（まち）づくりを推進していく上においても大きな役割を果たすものと期待されます。このため、それに必要な交流基盤の再生・整備とそれらの連携強化により、一層の誘客力の高い施設群として機能させるとともに、新たに整備される交流拠点施設についても既存の交流施設群との連携が重要となります。

### 計画

#### (1) 拠点地区の整備

##### ① 中心拠点地区の整備

めざす地域構造として本町の地域中心拠点（核）に位置づけられた須知・蒲生地区においては、中心市街地の設定と本町の核としてふさわしい都市基盤・機能の整備、景観整備などを長期的視野に立って検討し、推進していきます。

##### 《取組み例》

- 中心拠点地区整備の検討・推進  
→ 須知・蒲生地区
- 役場新庁舎（まちづくり拠点センター）建設（別掲）

##### ② 地域拠点地区の整備

地域拠点に位置づけられた桧山地区と本庄地区においては、町民の生活に密着した機能を中心に集積させる地域拠点としてふさわしい地域基盤・機能の整備、景観整備などを長期的視野に立って検討し、推進していきます。

##### 《取組み例》

- 地域拠点地区整備の検討・整備  
→ 桧山地区  
→ 本庄地区



## (2) 交流拠点の充実

### ① 既存交流拠点の強化

グリーンランドみずほ、ささゆりの里（わち山野草の森ほか）、ウッディパルわち、質志鐘乳洞公園、さらには府立丹波自然運動公園など数多くの観光レクリエーション拠点、道の駅「丹波マーケス」「瑞穂の里・さらびき」「和（なごみ）」をはじめとする各種交流拠点施設などについては、「丹波高原文化の郷」の交流拠点として活用を図るとともに、ニーズの動向も考慮しながら交流拠点機能の再生・強化を進めます。

#### 《取組み例》

- 既存交流拠点の活用・強化

### ② 新規交流拠点づくり

本町の新たな交流拠点として、畑川ダム整備に関連しダム湖周辺的环境整備を進めるとともに、温泉等の地域資源を活用した交流拠点づくりを推進していきます。

#### 《取組み例》

- 新規交流拠点（交流資源）整備
  - 畑川ダム湖周辺的环境整備（再掲）
  - 温泉等の地域資源を活用した交流拠点づくり

